（かじ取装置）

第13条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次の次項及び第3項に掲げる基準とする。

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　協定規則第79号の規則5.及び6.に適合するものであること。

二　運行補助機能（協定規則第79号の規則2.3.4.に定める機能及び協定規則第171号の規則2.1.に定める機能をいう。以下この条、第91条、第169条及び別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」において同じ。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の2.3.4.4.及び2.4.8.に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5.及び6.に適合するものであること。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2.3.4.1.又は2.3.4.5.に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。

３　二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車のかじ取装置は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ　ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれのあるもの

ロ　イに掲げる各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの

ハ　かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ニ　かじ取フォークに損傷があるもの

ホ　ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は他の部分との接触により著しい油漏れが生じるおそれがあるもの若しくは取付部に緩みがあるもの

ヘ　かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれがあるもの

ト　パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は他の部分との接触により著しい油漏れが生じるおそれがあるもの若しくは取付部に緩みがあるもの

チ　パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み若しくは損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じる恐れがあるもの

リ　四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて測定した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えるもの。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に自動車製作者等が指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

二　かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものは、この基準に適合しないものとする。

三　かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。

四　かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。

五　かじ取ハンドルの操舵（だ）力は、左右について著しい相異がないこと。

六　車室内に露出したステアリングジョイントその他これに類する装置は、衣服等をかみ込むおそれのない構造であること。

4　かじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第11条第2項の告示で定める基準は、協定規則第12号の規則5.（5.5.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車について、協定規則第12号の規則5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。

5　協定規則第121号の規則5.が適用される自動車のテルテール（第168条の表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、前項の基準に適合しないものとする。